

滑川町告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第102条第2項の規定に基づき、次のとおり第246回滑川町議会臨時会を招集する。

令和7年4月17日

滑川町長 大塚 信 一

記

- 1 招集日時 令和7年4月30日 午前10時
- 2 招集場所 滑川町議場
- 3 付議事件
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて（滑川町税条例等の一部を改正する条例）
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて（滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
 - (3) 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度滑川町水道事業会計補正予算（第5号））
 - (4) 滑川町出産祝金支給条例を廃止する条例の制定について
 - (5) 滑川町子育て応援金支給条例を廃止する条例の制定について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（14名）

1 番	松	本	幾	雄	議員	2 番	上	野	葉	月	議員
3 番	瀬	上	邦	久	議員	5 番	阿	部	弘	明	議員
6 番	西	宮	俊	明	議員	7 番	北	堀	一	廣	議員
8 番	小	澤		実	議員	9 番	赤	沼	正	副	議員
10 番	原			徹	議員	11 番	谷	嶋		稔	議員
12 番	中	西	文	寿	議員	13 番	内	田	敏	雄	議員
14 番	井	上		章	議員	15 番	吉	野	正	浩	議員

不応招議員（なし）

令和7年第246回滑川町議会臨時会

令和7年4月30日（水曜日）

議 事 日 程 （第1号）

開会及び開議の宣告

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定

町長挨拶

町長提出議案の一括上程、説明

- 3 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(滑川町税条例等の一部を改正する条例)
- 4 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 5 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度滑川町水道事業会計補正予算(第5号))
- 6 議案第35号 滑川町出産祝金支給条例を廃止する条例の制定について
- 7 議案第36号 滑川町子育て応援金支給条例を廃止する条例の制定について

日程の追加

- 8 議長の辞職
- 9 議長の選挙
- 10 副議長の辞職
- 11 副議長の選挙
- 12 議席の一部変更
- 13 各常任委員会の正副委員長の選出
- 14 議会運営委員の辞任
- 15 議会運営委員の選任
- 16 議会運営委員の辞任
- 17 議会運営委員の選任及び正副委員長の選出
- 18 議会広報発行対策特別委員の辞任
- 19 議会広報発行対策特別委員の選任及び正副委員長の選出
- 20 比企広域市町村圏組合議会議員の選挙

- 2 1 小川地区衛生組合議会議員の選挙
- 2 2 議案第37号 滑川町監査委員の選任について（議会選出）
- 2 3 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

出席議員（14名）

1番	松本幾雄	議員	2番	上野葉月	議員		
3番	瀬上邦久	議員	5番	阿部弘明	議員		
6番	西宮俊明	議員	7番	北堀一廣	議員		
8番	小澤	実	議員	9番	赤沼正副	議員	
10番	原	徹	議員	11番	谷嶋	稔	議員
12番	中西文寿	議員	13番	内田敏雄	議員		
14番	井上	章	議員	15番	吉野正浩	議員	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	大塚信一
副町	長	小柳博司
教育	長	上野修
総務政策課	長	稲村茂之
税務課	長	島田昌徳
会計管理者兼 会計課	長	高坂克美
町民保険課	長	松本由紀夫
福祉課	長	宮島栄一
高齢介護課	長	篠崎美幸
健康づくり課	長	上野聡
環境課	長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局	長	服部進也
建設課	長	福島吉朗
教育委員会事務局	長	澄川淳
上下水道課	長	神田等

本会議に出席した事務局職員

議会事務局	長	大林具視
書記	宮島美咲	
録音	奥野忠	

○議会事務局長（大林具視） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開会及び開議の宣告

○議長（吉野正浩議員） 皆さん、改めましておはようございます。議員各位には大変ご多用のところ、第246回滑川町議会臨時会にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第246回滑川町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉野正浩議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定によりまして、議長において指名します。

2番 上野葉月議員

3番 瀬上邦久議員

5番 阿部弘明議員

以上、3名の方をお願いします。

◎会期の決定

○議長（吉野正浩議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、議会運営委員会でご審議をいただいておりますので、議会運営委員会委員長に報告をお願いします。

議会運営委員会、瀬上邦久委員長、お願いします。

〔議会運営委員長 瀬上邦久議員登壇〕

○議会運営委員長（瀬上邦久議員） 3番、瀬上邦久です。議長の命によりまして、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本臨時会の運営に関わる議会運営委員会は、4月21日午前10時より開催いたしました。出席者は、議長をはじめ議会運営委員会委員7名全員、執行部より町長、副町長、総務政策課長にご出席をいただきまして、付議されます案件等について説明をいただき、慎重に協議いたしました。

その結果、会期は本日1日とし、全議案審議、全日程終了次第閉会することと決定いたしました。なお、会期日程につきましては、お手元に配付した会期予定表のとおりでございます。よろしく

ご審議のほどお願い申し上げます。

以上をもちまして、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（吉野正浩議員） ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本臨時会の会期を本日1日とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり、会期は本日1日に決定しました。

◎町長挨拶

○議長（吉野正浩議員） 本臨時会の招集者であります大塚町長よりご挨拶をいただきたいと思います。

大塚町長、よろしく申し上げます。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 皆さん、おはようございます。町長の大塚です。議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、第246回滑川町議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、年度初めという何かとお忙しい中ご出席を賜りまして開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

また、議員各位におかれましては、3月定例会終了以降、町内幼稚園、小中学校の卒業式並びに入学式に参列をいただき、子どもたちに激励をいただきましたことに併せてお礼を申し上げます。

今年の春は、例年に比べ雨の日や花冷えの日が続き、桜の花が例年になく私たちの目を楽しませてくれました。おかげさまでさくらまつりの開催や桜のライトアップも多くの皆様から喜びの声をいただけることとなりました。

さて、令和7年度もスタートしはや1か月、職員の人事異動等もありましたが、役場の中も落ち着きを取り戻しつつあります。本年度においても、地域の発展と住民福祉の向上を念頭に、地域の特性と持続可能性を求めた町づくりに職員一同オール滑川で頑張りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

とはいえ、トランプ関税の影響から世界、日本の社会情勢を見ても混沌としており、また我々地域を取り巻く情勢も急速に変化、人口減少や高齢化、さらには経済の変動など、多くの課題に直面をしています。今後におきましても、議員各位のお知恵をお借りし、連携しながら住民サービス向上への対応を図りたいと考えますので、お力添えをよろしくお願いいたします。

本日の臨時会に提出いたします議案は3件の専決処分と2件の条例廃止に関する条例制定、合わせて5議案をご審議いただくこととなります。慎重審議を賜りますよう、理解とご協力をよろしく

お願い申し上げ、甚だ簡単ではありますが、開会に当たっての挨拶といたします。本日は誠にありがとうございます。

○議長（吉野正浩議員） ありがとうございます。

◎町長提出議案の一括上程、説明

○議長（吉野正浩議員） 日程第3、議案第32号から日程第7、議案第36号まで5議案の一括上程を行います。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 大塚町長より提案理由の説明をお願いいたします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 議長のお許しをいただきましたので、本臨時会に提案いたします議案の説明をさせていただきます。

議案第32号 専決処分の承認を求めることについては、本年3月31日に地方税法等が一部改正されたことに伴い、同日に滑川町税条例の一部を改正する条例の専決処分をしたものでございます。

議案第33号 専決処分の承認を求めることについては、本年3月31日に地方税法施行令が一部改正されたことに伴い、同日に滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分をしたものでございます。

議案第34号 専決処分の承認を求めることについては、令和6年度滑川町水道事業会計補正予算（第5号）であります。事業費の財源である国庫補助金が確定したことに伴い、起債額とその上限額が確定したため、令和7年3月31日に専決処分をしたものでございます。

議案第35号 滑川町出産祝金支給条例を廃止する条例の制定については、平成29年に出産祝金支給事業の廃止をしていたことに伴い、滑川町出産祝金支給条例の廃止をしたものです。

議案第36号 滑川町子育て応援金支給条例を廃止する条例の制定については、県の子育てファミリー応援事業の終了に伴い、滑川町子育て応援金支給条例を廃止したいものです。

以上、5議案を提出させていただきます。

なお、詳細につきましては、その都度担当課長よりご説明をいたします。慎重審議を賜り、原案どおり可決、決定をお願い申し上げまして、簡単でございますが、提出いたします議案の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎議案第32号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第3、議案第32号を議題とします。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

次に、島田税務課長に提出議案の説明を求めます。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、議案第32号 専決処分の承認を求めることについての説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、滑川町税条例を改正する必要性が生じ、令和7年3月31日に滑川町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるため提案いたします。

それでは、滑川町税条例の一部を改正する条例の主なものについて、内容の説明をさせていただきます。添付資料の滑川町税条例の一部を改正する条例新旧対照表を御覧いただきたいと思います。1ページ上段の第18条は、公示送達について、新たにインターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正で、これまで役場の掲示場へ掲示することで行っていた公示送達を、町のホームページなどでも公示送達を行うことが可能となる改正でございます。

続きまして、1ページ中段の第34条の2から2ページ下段の第36条の3の3につきましては、法律改正に併せて改正されるもので、令和8年1月1日施行でございます。

1ページ中段の第34条の2は、特定親族、特定親族とは年齢19歳以上23歳未満の方、いわゆる大学生年代の方の所得が扶養範囲を超えた場合に、新たに特定親族特別控除を追加する改正でございます。特定親族特別控除は、子らの給与収入が150万円から188万円の場合、控除額に段階を設けて控除するものでございます。

続きまして、3ページ中段の第82条は、法律改正に併せて改正するもので、軽自動車税種別割の新規区分として総排気量0.15リットル、125ccのことでございますが、以下で最高出力4.0キロワット以下の区分が新設され、年税額を2,000円とする改正でございます。この改正は、令和7年11月からの新基準の排ガス規定に適合した原付バイクに対しての新規区分となります。

続きまして、4ページ中段の第90条は、道路交通法の改正に伴う改正で、身体障害者等に対する軽自動車税種別割の減免申請について、現行の運転免許証での確認のほか、マイナンバーカードを利用した免許証での確認を可能とする改正でございます。この改正は、減免申請時に運転免許証の提示の定めがあることから、個人番号カードと一体化した運転免許証、いわゆるマイナ免許証に対応した改正でございます。

続きまして、5ページ下段の附則第10条の3は、法律改正に併せて新設するもので、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、マンションの管理組合の管理者等から必要書類等の提出があり、減額要件に該当すると認められるときは、当該マ

ンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合でも減額措置を適用することができる改正でございます。なお、滑川町には該当はございません。

次に、ページ飛びまして10ページをお願いいたします。10ページ中段の附則第16条の2の2は、法律改正に併せて新設するもので、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例でございます。加熱式たばこと紙巻きたばこの税負担の公平性から、加熱式たばこを紙巻きたばこへ本数換算するときの方法を、現在の重量と価格による換算から重量のみで換算する方式に見直しをするものでございます。こちらは、令和8年4月1日施行となります。

主な改正につきましては以上となります。そのほかにつきましては、法律改正に伴う規定の整備や規定の削除、条項のずれの改正でございます。

以上で議案第32号 専決処分の承認を求めることについての説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問時間は、答弁を含み30分とします。残り時間は表示板に表示します。質問形式は対面一問一答方式とします。議長より指名を受けた質問者は、質問席に着き質疑に入ります。1回目の一括質疑、一括答弁または最初から一問一答方式にするかは質問者に委ねます。質問ありませんか。

阿部議員。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。質問よろしくをお願いいたします。

まず、先ほど説明ありました34条の2のことですけれども、この特定親族特別控除額ということで新たに設けるといことなのですけれども、これによって町の税金というか、影響というのはどのくらいになるのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時18分）

再 開 （午前10時18分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

特定親族特別控除を導入した場合に滑川町の影響額につきましては、他の市町村の金額を人口換算したものでございますけれども、80万6,400円の減というような計算になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） ありがとうございます。

もう一つ、この加熱式たばこ、私はよく分からないのですけれども……

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、ページ数、申し訳ないですけれども。

○5番（阿部弘明議員） 10ページの加熱式たばこにかかるたばこ税のことなのですからけれども、これによって加熱式たばこが値上がりするとか、そういうことになるのでしょうか。ちょっと税金のこと、たばこのことよく分からないので、教えてもらいたいのですからけれども。

○議長（吉野正浩議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員さんの再質問に答弁させていただきます。

加熱式たばこの計算方式が変わってくるわけなのですけれども、税金は上がることは分かっているのですが、たばこ自体の価格が上がるかどうかについてはちょっと今のところはお答えができませんのでございます。ただし、影響額としましては、令和8年につきまして見込みとしましては1,400万円程度増額するのではないかとというところで試算をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） かなりの税収が上がるということです。分かりました。ありがとうございます。

私の質問は以上です。

○議長（吉野正浩議員） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第32号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第4、議案第33号を議題とします。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

次に、島田税務課長に提出議案の説明を求めます。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、議案第33号 専決処分の承認を求めることについての説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、令和7年3月31日に滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるため提案いたします。

それでは、滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容の説明をさせていただきます。改正内容でございますが、医療分における課税限度額を66万円に、後期高齢者支援分における課税限度額を26万円にそれぞれ引き上げるものでございます。また、軽減措置による5割軽減の所得限度額を世帯員1人につき1万円、2割軽減の所得限度額を世帯員1人につき1万5,000円増額するものでございます。

添付資料の滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表を御覧いただきたいと思います。1ページを御覧ください。第2条第2項は、医療分における課税限度額について「65万円」から「66万円」に引き上げるものでございます。第2条第3項は、後期高齢者支援分における課税限度額について「24万円」から「26万円」に引き上げるものでございます。

第21条につきましては、世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数の数に乗すべき金額を、5割軽減については「29万5,000円」から「30万5,000円」に、2割軽減につきましては「54万5,000円」から「56万円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

以上で議案第33号 専決処分の承認を求めることについての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。よろしく願います。

医療分と後期高齢者支援分の限度額の引上げということになるのですが、これに影響というのはどのくらいの世帯に及ぶのか。その合計金額というのはどのくらいになるのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員さんのご質問に答弁させていただきます。

賦課限度額の引上げにつきましては、影響額につきまして10世帯に影響し、増額する金額につきましては27万8,500円と見込んでおります。これは、令和6年度をベースにした金額でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 同じように、先ほど減免措置のことについても29万円から30万5,000円、54万5,000円から56万円というふうに、これのことについてももう少し中身について教えてもらいたいのですけれども。

○議長（吉野正浩議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員さんの再質問に答弁申し上げます。

先ほどの軽減判定につきましてですが、後期高齢者支援分につきましては24万円から26万円にということでございます。軽減の金額につきましてですが、5割軽減につきましては10世帯に新たに影響し、減額される金額につきましては26万9,000円を6年度ベースで見込んでおります。それから、2割軽減につきましては9世帯に影響し、マイナスの14万4,700円ということで減額を想定しております。こちら令和6年度をベースにした金額でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） この間、限度額の引上げがずっと続いているような気がするのですけれども、ちょっとその経過はどのくらいのペースで引上げが行われてきたのかというのは分かります。

○議長（吉野正浩議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員さんの再質問にご答弁申し上げます。

過去3年間を申し上げますと、令和4年度には基礎分を2万円引き上げ、後期高齢者分を1万円引き上げております。合計で令和4年度に3万円を引き上げてございます。それから、令和5年度につきましては後期高齢者支援金の賦課分を2万円引き上げておりますので、令和5年度につきましては2万円を引き上げてございます。それから、令和6年度につきましては、こちらも後期の支援分につきまして2万円を引き上げておりますので2万円、令和7年度につきましては3万円引き上げておりますので、4年度から申し上げますと3万円引き上げ、2万円引き上げ、2万円引き上げ、今回3万円を引き上げたというようなこととなります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 連続してこの限度額の引上げによって、確かに先ほど言われたように、その年々ではそんなに影響するところは大きくはないのですけれども、徐々に負担増が続いているのかなというふうに思いますけれども、一方でそういった軽減するような措置も行われております。その辺は評価をしていきたいなというふうに思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありませんか。

赤沼議員、質疑願います。

〔9番 赤沼正副議員登壇〕

○9番（赤沼正副議員） 9番、赤沼、質問をさせていただきます。

第21条関係、国民健康保険税の減額の関係なのですが、特定同一世帯所属者、今年等の年齢も上がっておりますので、この数は多分下がってきているかなと思うのですが、もし分かれば該当者が。分からなかったら結構です。後で窓口でお聞きいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、赤沼議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

申し訳ございません。資料がございませんので、後ほどお答えをさせていただきたいと思っております。よろしく願います。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、質疑願います。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございます。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第5、議案第34号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

次に、神田上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、議案第34号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

提案理由でございますが、令和7年3月31日に令和6年度滑川町水道事業会計補正予算（第5号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により提案いたします。

それでは、お手元の補正予算書の1ページ目を御覧ください。

専決第4号 令和6年度滑川町水道事業会計補正予算（第5号）。

第1条 令和6年度滑川町水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度滑川町水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入が資本的支出額に対し不足する額1億2,959万円は、当年度消費税資本的収支調整額6,721万5,000円、建設改良積立金6,237万5,000円で補填するものとする。）

以下、科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げさせていただきます。

収入、第1款資本的収入3億6,677万6,000円、2億1,000万円、5億7,677万6,000円。

第3項企業債及び他会計借入金2億8,000万円、2億1,000万円、4億9,000万円。

資本的支出の補正はございません。

第3条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率の償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、重要給水施設配水管路耐震化及び老朽管更新事業。

限度額4億9,000万円。

起債の方法、普通貸借（証書の借入）または証券発行。

利率、5%以内。（ただし、利率見直しの方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。

償還方法、借入れ先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮、もしくは繰上償還、または低利に借り換えることができる。

令和7年3月31日専決

滑川町長 大塚 信一

それでは、補正予算の内容について、予算書の7ページに記載の令和6年度滑川町水道事業会計の補正予算（第5号）事項別明細書により説明させていただきます。令和6年度予算の重要給水施

設配水管路耐震化事業の国庫補助金の額が確定になり、財源内訳が固まったことから、起債借入額及び上限を確定し、企業債及び他会計借入金を増額する補正になります。

資本的収入のうち款1資本的収入、項3企業債及び他会計借入金、目1企業債及び他会計借入金を2億1,000万円の増額計上いたしました。

国庫補助金は、3月定例会において令和6年度水道事業会計補正予算（第4号）にて計上されていますが、今回交付決定を受けたので、企業債、一般財源による財源の確定を行いました。

以上、雑駁ではございますが、議案第34号 専決処分の承認を求めることについての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野議員、質疑願います。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

国庫補助金が確定したことによる補正ということなのですが、金額が2億1,000万円と比較的大きいのですが、この差が出た理由の詳細を教えてくださいませんか。

○議長（吉野正浩議員） 神田上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上野議員さんの質問に答弁いたします。

こちらにつきましては、3月の議会において補正予算を計上いたしました。この補正予算につきましては、国庫補助金の第1補正がございまして、令和6年度要望をすることによって満額要望額をいただけるということでお話がありましたので、令和7年事業を前倒して事業を実施する補正を行いました。それによって2億1,000万円という金額が差が生じたこととなります。

以上、答申とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。

では、令和6年度で補正が出ているけれども、令和6年と令和7年というところを、あるいは令和6年と令和7年トータルで見ると、それほど通しで見た場合は大きな見通しの変更はないということですか。

○議長（吉野正浩議員） 神田上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上野議員さんの質問に答弁させていただきます。

6年度事業を繰り越しいたしますので、令和7年度事業を実施しますので、6年度の予算が7年度に繰り越しされるので、金額の差はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 不足する額というところで、当年度消費税資本的収支調整額6,721万円、建設改良積立金6,237万円で補填するというふうにあるのですけれども、これは令和7年度というところを見ていくと、どこから収入が入って、積立金、あるいは調整額というところが全くのマインナスというところではなくなっていくのですか。

○議長（吉野正浩議員） 神田上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上野議員さんの質問に答弁させていただきます。

令和6年度3月補正時点では、建設改良積立金を見込んでおったのですが、長期かつ低金利の地方公共団体金融機構というところで、令和7年度に繰越し事業ということで借りるめどが立ちましたので、そういうふうな形で建設改良費を使わず、企業債という形で考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。

私からの質問は以上です。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度滑川町水道事業会計補正予算（第5号））を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第6、議案第35号を議題とします。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

次に、宮島福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、議案第35号 滑川町出産祝金支給条例を廃止する条例の制定について説明いたします。

提案理由でございますが、滑川町出産祝金支給事業が平成29年度に終了し、子育て支援金支給事業へ移行したことにより、滑川町出産祝金支給条例を廃止する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容の説明でございますが、提案理由にもございましたが、平成29年度に出産祝金支給事業が終了し、子育て支援金事業へ移行したことにより、滑川町出産祝金支給条例を廃止するものでございます。

なお、本条例の施行日は、公布の日からとさせていただきます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野議員、質疑願います。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

この議案自体については、平成29年度に子育て支援金支給事業へと移行し、終了となったということで、そのために廃止するというところでよろしいかと思うのですけれども、平成29年度に別の事業が出て終了となっている。今廃止の議案というのが令和7年に出てきている。これは、この時間差というのは何のために生じているのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、上野議員の質問にお答えいたします。

平成29年度に事業を廃止して、令和7年度に廃止の条例を上程するというタイミングの時間差でございますが、これは申し訳ございませんが、事務方のミスといたしますか、怠慢と言っても過言ではございませんけれども、廃止の手续が遅れてしまったという一言に尽きますので、おわびをして、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。

次の議案のように、事業が終了したところで移行する。移行する前の条例というのは整理してい

くというのが妥当な流れなのかなというふうに思います。説明はいただいたので、今後気をつけていただきたいなというふうに思うのですが、福祉に関する支援金支給事業等は結構種類があって、継続するものもあれば、比較的短期間で変わっていくものというのも多いように感じています。その中でこのような事業の移行、そして前条例の廃止、そして次の条例の準備というのをしていかなければいけなくて、そこも大変だと思うのですが、このような場合の整理の仕方。事業が変わりました。そうすると、前のところは修正していけばいいのか、それとも廃止していけばいいのか、新しいものをつくらなければいけないのかということを検討されていくと思うのですが、その中で今回の滑川町出産祝金支給条例というのは漏れてしまったのかなと思うのですが、そのような整理の仕方というのは今どのような状況でやっておられるのですか。

○議長（吉野正浩議員） 宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、上野議員の質問にお答えいたします。

上野議員からも指摘がございましたとおり、今国のほうでも新しい省庁ができて、子育て支援につきましては今日まぐるしく制度のほうも改正が行われております。役場におきまして、国等の制度の改正がございましたら、いち早く詳細を入手いたしまして、その都度条例改正の必要等がないか検討し、また条例改正が必要でありましたら審査委員会等にかけて正しい条文になっているか等確認しながら進めておりますので、今回ちょっと提案のほうが遅くなりましたが、今後はそのような事態がないように順次条例等の整理を行ってまいりたいと思いますので、今後もしよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 分かりました。

以前各種委員会等のメンバーを決めたり変えたりする場合の条例の改正のときも思ったことなのですけれども、例えば委員会のメンバーですと専門家であるとか、例えば教育関係に属するものであるとか、条例によって同じポジションというか、同じような性質の用途を表すのにもかかわらず、条例によって名称が違うというようなことがあったように思います。これ各課がやっていらっしゃると思うのですが、条例を制定する際に課を超えて名称を統一していくであるとか、程度感を統一していくであるとか、あるいはこういう上位のことが変わってきたときにこれを変えて、これを修正する、あるいは廃止する、新設するというようなことを、課を超えてどこかの機関が総合的に見ていくような機能というのが必要なのではないかなというふうに思ひました。これは今後ご検討いただければと思ひます。

私の質問は以上です。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

赤沼議員。

〔9番 赤沼正副議員登壇〕

○9番（赤沼正副議員） 9番、赤沼正副、議案第35号について賛成の立場で討論を行います。

条例案の説明の中に、平成29年に制度が変わったということで、新たな条例が設定されているかと思うのですが、子育て支援金支給条例、この条例をちょっと今日議会に来た後見させていただいたのですが、その附則の中でうたっている第3子以降を出産する、または養育する者については、滑川町出産祝金支給条例を適用すると、これは公布の日ですから、新しい条例ができた日です。それで、その次の項に、この条例の施行の日以後に第3子以降を出産または養育する者については、滑川町出産祝金支給条例は適用しないというふうな形で規定はされておりました。ということは、新しい子育ての支給条例ができた段階について、もう前の条例はしないのだというふうな、適用はしないということで新たな条例にうたっていると。こういったことから、事務方もこれによってその条例は効力はないというような形に受け取って、廃止をしなかった面もあるのかなというふうにも考えられますけれども、ですからもちろん第3子以降の祝金につきましては、今廃止になっている条例に基づく予算はないわけでありまして、予算と条例においても自治法のほうでも規定されているように、222条でしたか、その辺りに多分規定されていると思うのですが、予算を伴う条例については予算措置が講じられるまでは提出ができないという形で、予算と条例の関係についてうたわれております。そういったことに鑑み、条例の効力が予算がないからといって直ちに無効になるというわけではないというふうに理解もできます。

そういったことで、このような条例を廃止しないで置いておいたということについては、重大な事務処理の誤りであるとは思いますが、今までの経過の中で新たな条例の制定の中の経過措置の中でそういったものをうたってきて、そのまま放置されたものではないかなというふうに思います。そういった意味で、今回これを廃止するという形でやったことは、そのとおりできなくても、それが誤りだったというふうには思いませんので、本案に対しては賛成の意見を申し述べさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） ほかに討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして討論を終結します。

これより議案第35号 滑川町出産祝金支給条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第7、議案第36号を議題とします。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

次に、宮島福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、議案第36号 滑川町子育て応援金支給条例を廃止する条例の制定についてを説明いたします。

提案理由でございますが、滑川町子育て応援金支給事業が上乗せ事業として実施してきた子育てファミリー応援事業の終了に伴い、令和6年度に終了したことに伴い、滑川町子育て応援金支給条例を廃止する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容の説明でございますが、今まで埼玉県の実業である子育てファミリー応援事業の上乗せを前提として子育て応援金支給事業を行ってまいりましたが、令和6年度をもって県事業である子育てファミリー事業が終了となりましたので、本町で実施している子育て応援金支給事業を終了し、滑川町子育て応援金支給条例を廃止するものでございます。

なお、本条例の施行日は、公布の日からとさせていただきます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

中西議員、質疑願います。

〔12番 中西文寿議員登壇〕

○12番（中西文寿議員） 12番、中西文寿です。質問させていただきます。

町での子育て応援金支給事業と県でやっている子育てファミリー応援事業との関連性がちょっとよく分からなかったのですが、いま一度教えていただけますでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、中西議員の質問にお答えさせていただきます。

町が行っている子育て応援金支給事業と県が行っている子育てファミリー応援事業の関連性でござ

ございますが、こちら出産することによりまして埼玉県のほうが子育てファミリー応援事業ということでギフトのほうを出産した方に贈呈するという事業がございます。それにひもづけまして、町のほうで県の事業に上乘せして5,000円を給付するという事業でございます。あくまでも県の子育てファミリー応援事業の上乘せとして行っている事業でございますので、埼玉県の事業が終了することにより、町のほうの子育て応援支給事業も終了させていただくということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質疑願います。

○12番（中西文寿議員） 県の事業が終了するから、滑川町の事業を中止するということにはならないのかなというふうに思うのですが、それは何か制約等があるということでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前11時03分）

再 開 （午前11時03分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、中西議員の再質問にお答えさせていただきます。

こちらの町の子育て応援金支給事業でございますが、埼玉県が行っている子育てファミリー応援事業の支援を受けるために滑川町子育て応援金支給事業を開始いたしました経緯がございまして、大本になる県の事業が終了するというので、併せてこちらの滑川町子育て応援金支給事業を終了するというのでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質疑願います。

○12番（中西文寿議員） 町のほうで5,000円ということだったと思うのですが、この5,000円を支給するに当たって県から何か出ているということでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、中西議員の質問にお答えいたします。

町の支給する5,000円につきましては、県から補助金が出ているのではなくて、県の子育てファミリー応援事業の支給を受けるに当たって、町で5,000円を給付ということでございますので、あくまでも町が給付する5,000円は、県が実施している子育てファミリー応援事業、これの援助を受けるために町が5,000円を支給しているということでございますので、その5,000円について県の補助金は出ておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質疑願います。

○12番（中西文寿議員） 整理すると、県の事業を受けるには、町で5,000円を支給するというのが前提条件になっているということよろしいでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、中西議員の質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、県の事業を受けるために町が5,000円の支給を行っているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質疑願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。

参考にちょっとお伺いしたいのですが、6年度の支給実績を教えてくださいたいと思います。対象者数と金額、金額は掛ける5,000円だと思うので、対象者数を教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、中西議員の質問にお答えさせていただきます。

申し訳ございません。今詳細な人数把握しておりませんので、後ほどお答えをさせていただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質疑願います。

○12番（中西文寿議員） 以上でございます。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第36号 滑川町子育て応援金支給条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 (午前11時08分)

再 開 (午前11時20分)

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◎日程の追加

○議長（吉野正浩議員） 私ごとでございますが、このたび議長の職を辞したく、副議長に辞職願を提出いたしました。よろしくお願いいたします。

副議長に交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（松本幾雄議員） ただいま吉野正浩議長から議長の辞職願が提出されました。

議長が決まるまで、副議長の松本幾雄が議長の職を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

お諮りします。議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（松本幾雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 (午前11時22分)

再 開 (午前11時23分)

○副議長（松本幾雄議員） 再開します。

◎議長の辞職

○副議長（松本幾雄議員） 追加日程第1、議長の辞職の件を議題とします。

本件は、地方自治法第117条の規定によって、暫時吉野正浩議長の退場をお願いいたします。

〔15番 吉野正浩議員退場〕

○副議長（松本幾雄議員） 事務局長に辞職願の朗読を願います。

暫時休憩します。

休 憩 (午前11時24分)

再開 (午前11時25分)

○副議長(松本幾雄議員) 再開します。

〔事務局長朗読〕

○副議長(松本幾雄議員) お諮りします。

吉野正浩議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長(松本幾雄議員) 異議なしと認めます。

よって、吉野正浩議員の議長の辞職を許可することを決定いたしました。

吉野正浩議員の入場を願います。

〔15番 吉野正浩議員入場〕

○副議長(松本幾雄議員) ただいま議長の職を辞任されました吉野正浩議員よりご挨拶をいただきたいと思います。

〔15番 吉野正浩議員登壇〕

○15番(吉野正浩議員) 吉野正浩です。今までの議会の慣例をもちまして、2年間ということで議長の職を辞したいと考えております。今まで2年間、皆さんにはいろいろとご指導いただきまして、大変ありがとうございました。なかなか慣れない部分もありまして、皆さんにご迷惑をおかけしたこともあると思いますが、ご協力いただきまして大変ありがとうございました。また、町長をはじめとした執行部の皆様にもいろいろとご協力いただきまして、大変ありがとうございました。

今後は、新しい議長に頑張ってくださいまして、滑川町議会をさらに発展させるようご祈念申し上げます。挨拶といたします。ありがとうございました。

○副議長(松本幾雄議員) ありがとうございました。

暫時休憩します。

休憩 (午前11時27分)

再開 (午前11時33分)

○副議長(松本幾雄議員) 再開します。

◎日程の追加

○副議長(松本幾雄議員) ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、議長選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長(松本幾雄議員) 異議なしと認めます。

よって、議長選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

◎議長の選挙

○副議長（松本幾雄議員） 追加日程第2、議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖をいたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（松本幾雄議員） ただいまの出席議員数は14名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に6番、西宮俊明議員、7番、北堀一廣議員、8番、小澤実議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

この際、念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○副議長（松本幾雄議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（松本幾雄議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

○副議長（松本幾雄議員） それでは、異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

2番議員から順番に投票を願います。

〔投票〕

○副議長（松本幾雄議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（松本幾雄議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了しました。

開票を行います。

西宮俊明議員、北堀一廣議員、小澤実議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○副議長（松本幾雄議員） 選挙結果を報告します。

投票総数14、有効投票が13、無効1です。

有効投票のうち

内 田 敏 雄 議員 11票

瀬上邦久議員 1票

赤沼正副議員 1票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、内田敏雄議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（松本幾雄議員） ただいま議長に当選されました内田敏雄議員が議場におりますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎議長就任の挨拶

○副議長（松本幾雄議員） それでは、議長に当選されました内田敏雄議員より就任の挨拶をいただきたいと思っております。登壇願います。

〔議長 内田敏雄議員登壇〕

○議長（内田敏雄議員） ただいまの議長選挙におきまして、皆様のご推挙により当選させていただきました内田敏雄です。身に余る光栄と感謝の気持ちとともに、重責の任を痛感しております。ありがとうございます。

町民のために共同しながら議会改革を進め、行政監視機能の充実、活性化を図りながら、本町の発展と町民の幸せづくりのために精いっぱい努力をしております。皆様のご協力をいただきながら、円滑な議会運営に努めてまいるのでございますので、よろしくお願い申し上げ、挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（松本幾雄議員） ありがとうございます。

以上をもちまして、議長選挙を終わりました。ご協力ありがとうございました。

新議長と交代いたします。

〔副議長、議長と交代〕

○議長（内田敏雄議員） 議長席に着かせていただきました。

ただいまは、皆様方の温かいご支援をいただきまして心から感謝申し上げます。皆様のご期待に添うべく一生懸命頑張りますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

暫時休憩します。

休 憩 （午前11時47分）

再 開 （午前11時48分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

◎日程の追加

○議長（内田敏雄議員） ただいま松本幾雄副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

休 憩 （午前 11 時 48 分）

再 開 （午前 11 時 50 分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

◎副議長の辞職

○議長（内田敏雄議員） 追加日程第3、副議長の辞職の件を議題とします。

本件は、地方自治法第117条の規定によって、暫時松本幾雄副議長の退場をお願いします。

〔1番 松本幾雄議員退場〕

○議長（内田敏雄議員） 事務局長に辞職願の朗読を願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） お諮りします。

松本幾雄議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、松本幾雄議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

松本幾雄議員の入場をお願いします。

〔1番 松本幾雄議員入場〕

○議長（内田敏雄議員） ただいま副議長の職を辞任されました松本幾雄議員よりご挨拶をいただきたいと思います。

〔1番 松本幾雄議員登壇〕

○1番（松本幾雄議員） 皆様のご支援、ご協力で職務を無事遂行することができました。大変ありがたく感謝申し上げる次第でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（内田敏雄議員） ありがとうございます。

暫時休憩します。

休 憩 （午前11時52分）

再 開 （午前11時56分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

◎日程の追加

○議長（内田敏雄議員） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

◎副議長の選挙

○議長（内田敏雄議員） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖をいたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（内田敏雄議員） ただいま出席議員数は14名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に9番、赤沼正副議員、10番、原徹議員、11番、谷嶋稔議員を指名いたします。

投票用紙の配付をいたします。

この際、念のために申し上げますが、投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（内田敏雄議員） 立会人の3名の方、前で箱を確認していただけますか。

〔投票箱点検〕

○議長（内田敏雄議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱は異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（内田敏雄議員） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

赤沼正副議員、原徹議員、谷嶋稔議員の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（内田敏雄議員） 選挙の結果を申し上げます。

投票総数14、有効投票13票、無効投票1。

有効投票のうち

小澤実議員 12票

瀬上邦久議員 1票

以上であります。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、小澤実議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（内田敏雄議員） ただいま副議長に当選された小澤実議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎副議長就任の挨拶

○議長（内田敏雄議員） それでは、副議長に当選されました小澤実議員より就任のご挨拶をいただきたいと思えます。

〔副議長 小澤実議員登壇〕

○副議長（小澤実議員） ただいまの副議長選挙におきまして副議長に就任しました小澤実です。

その責務の重さに身が引き締まる思いではありますが、今後は副議長の職務を遂行するとともに、内田議長の補佐役として町政の推進及び議会の公正かつ円滑な運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。甚だ簡単ではございますが、就任の挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（内田敏雄議員） ありがとうございました。

以上で副議長の選出を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 (午後 零時 05分)

再 開 (午後 1時 00分)

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

◎日程の追加

○議長（内田敏雄議員） お諮りします。

ただいまの議長、副議長の選挙に伴い、議席の一部変更の件を日程に追加し、議題としたいと思
います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎議席の一部変更

○議長（内田敏雄議員） 追加日程第5、議席の一部変更を行います。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により議席の一部を変更したいと思います。

慣例によりまして、議長の内田敏雄議員を15番に、吉野正浩議員を13番に、副議長の小澤実議員
を1番に、松本幾雄議員を8番にそれぞれ変更したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認め、以上のとおり決定いたしました。

それでは、ただいま決定しました議席にそれぞれお着き願います。

暫時休憩します。

休 憩 (午後 1時 02分)

再 開 (午後 1時 45分)

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

◎各常任委員会の正副委員長の選出

○議長（内田敏雄議員） 追加日程第6、各常任委員会の正副委員長の選出を行います。

各常任委員会におきまして、互選により正副委員長の選出が決まりました。報告いたします。

総務経済建設常任委員会委員長、原徹議員、副委員長、赤沼正副議員。

文教厚生常任委員会委員長、西宮俊明議員、副委員長、谷嶋稔議員。

以上のとおりであります。

◎日程の追加

○議長（内田敏雄議員） 日程の追加、議会運営委員の辞任について。

お諮りします。ただいま議会人事に伴い、瀬上邦久議員、西宮俊明議員、北堀一廣議員、井上章議員、松本幾雄議員の5名より、議会運営委員を辞任したい旨の申出があります。これを日程に追加し、議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎議会運営委員の辞任

○議長（内田敏雄議員） 追加日程第7、議会運営委員の辞任の件を議題とします。

本件は、地方自治法第117条の規定により、暫時申出者の退場をお願いします。

〔3番 瀬上邦久議員、6番 西宮俊明議員、7番 北堀一廣議員
14番 井上章議員、8番 松本幾雄議員退場〕

○議長（内田敏雄議員） お諮りします。

瀬上邦久議員、西宮俊明議員、北堀一廣議員、井上章議員、松本幾雄議員の5名より、議会運営委員を辞任したい旨の申出があります。本件は、これを申出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、瀬上議員ほか4名の申出のとおり、議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。申出者の入場をお願いします。

〔3番 瀬上邦久議員、6番 西宮俊明議員、7番 北堀一廣議員
14番 井上章議員、8番 松本幾雄議員入場〕

◎日程の追加

○議長（内田敏雄議員） ただいま議会運営委員が5名欠員となりました。

お諮りします。この際、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎議会運営委員の選任

○議長（内田敏雄議員） 追加日程第8、議会運営委員の選任を行います。

ただいま辞任議決により、議会運営委員5名が欠員となりましたので、後任者として、委員会条例第7条第2項の規定により、北堀一廣議員、瀬上邦久議員、阿部弘明議員、西宮俊明議員、松本幾雄議員の5名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました5名を議会運営委員の後任者として選任することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（内田敏雄議員） 日程の追加、議会運営委員の辞任について。

お諮りします。ただいま議会人事に伴い、私儀内田敏雄、議会運営委員を辞任したい旨の申出をいたします。これを日程に追加し、議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

一身上の都合により、ここで副議長と交代したいと思います。よろしく願いいたします。

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（小澤 実議員） ただいま議長の一身上の都合により、副議長の小澤実が議長職を務めることになりましたので、よろしく願いいたします。

◎議会運営委員の辞任

○副議長（小澤 実議員） 追加日程第9、議会運営委員の辞任の件を議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定によって、暫時申出者の退場をお願いいたします。

内田敏雄議長、退場をお願いいたします。

〔内田敏雄議員退場〕

○副議長（小澤 実議員） お諮りします。

内田敏雄議員より、議会運営委員を辞任したい旨の申出があります。本件は、申出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（小澤 実議員） 異議なしと認めます。

よって、内田敏雄議員の申出のとおり、議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。
申出者の入場をお願いいたします。

〔内田敏雄議員入場〕

◎日程の追加

○副議長（小澤 実議員） ただいま議会運営委員が1名欠員となりました。

お諮りします。この際、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、議題としたいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（小澤 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎議会運営委員の選任及び正副委員長の選出

○副議長（小澤 実議員） 追加日程第10、議会運営委員の選任を行います。

ただいま辞任議決により、議会運営委員1名が欠員となりましたので、後任者として、委員会条例第7条第2項の規定により、吉野正浩議員1名を指名したいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（小澤 実議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました吉野正浩議員を議会運営委員の後任者として選任することに決定しました。

ご協力ありがとうございました。これで議長と交代いたします。

〔副議長、議長と交代〕

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時58分）

再 開 （午後 1時58分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

委員会の編成が終わりました。議会運営委員会において、互選によりまして、正副委員長の後任者が選出されましたので、ご報告いたします。

議会運営委員長、北堀一廣議員、副委員長、瀬上邦久議員。

以上のとおりであります。

◎日程の追加

○議長（内田敏雄議員） お諮りします。

ただいま議会人事に伴い、阿部弘明議員、上野葉月議員、原徹議員、赤沼正副議員、谷嶋稔議員、中西文寿議員、松本幾雄議員7名より、議会広報発行対策特別委員を辞任したい旨の申出がありました。これを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、この際、議会広報発行対策特別委員の辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎議会広報発行対策特別委員の辞任

○議長（内田敏雄議員） 追加日程第11、議会広報発行対策特別委員の辞任の件を議題とします。

本件は、地方自治法第117条の規定により、暫時申出者の退場をお願いします。

〔5番 阿部弘明議員、2番 上野葉月議員、10番 原 徹議員、
9番 赤沼正副議員、11番 谷嶋 稔議員、12番 中西文寿議員、
8番 松本幾雄議員退場〕

○議長（内田敏雄議員） お諮りします。

阿部弘明議員、上野葉月議員、原徹議員、赤沼正副議員、谷嶋稔議員、中西文寿議員、松本幾雄議員の7名より、議会広報発行対策特別委員を辞任したい旨の申出がありました。本件は、申出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、阿部弘明議員ほか6名の申出のとおり、議会広報発行対策特別委員の辞任を許可することに決定しました。

申出者の入場をお願いします。

〔5番 阿部弘明議員、2番 上野葉月議員、10番 原 徹議員、
9番 赤沼正副議員、11番 谷嶋 稔議員、12番 中西文寿議員、
8番 松本幾雄議員入場〕

◎日程の追加

○議長（内田敏雄議員） ただいま議会広報発行対策特別委員の7名が欠員となりました。

お諮りします。議会広報発行対策特別委員の選任の件を日程に追加し、議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議会広報発行対策特別委員の選任の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎議会広報発行対策特別委員の選任及び正副委員長の選出

○議長（内田敏雄議員） 追加日程第12、議会広報発行対策特別委員の選任を行います。

ただいま辞任議決により、議会広報発行対策特別委員7名が欠員となりましたので、後任として、委員会条例第7条第2項の規定により、小澤実議員、上野葉月議員、赤沼正副議員、原徹議員、谷嶋稔議員、中西文寿議員、井上章議員の7名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した7名を議会広報発行対策特別委員の後任者として選任することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時01分）

再 開 （午後 2時01分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

委員会の編成が終わりました。委員会において、互選によりまして正副委員長の後任者が選任されましたので、報告いたします。

委員長の小澤実議員、副委員長、上野葉月議員。

以上のとおりであります。

◎日程の追加

○議長（内田敏雄議員） お諮りします。

先ほどの議会人事に伴い、比企広域市町村圏組合議会議員2名並びに小川地区衛生組合議会議員2名の全てが欠員となりました。

補欠議員を選出するための選挙を日程に追加し、一括議題とすることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、一部事務組合議会議員の選挙2件を日程に追加し、一括議題とすることに決定いたしま

した。

◎各組合議会議員の選挙

○議長（内田敏雄議員） 追加日程第13、比企広域市町村圏組合議会議員の選挙、追加日程第14、小川地区衛生組合議会議員の選挙について、2件の選挙を行います。

議員の定数は、比企広域市町村圏組合議会議員2名、小川地区衛生組合議会議員2名です。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、慣例に基づきまして指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

この際、議長より指名いたします。

比企広域市町村圏組合議会議員に、総務経済建設常任委員長の原徹議員と議長の内田敏雄議員を指名いたします。

小川地区衛生組合議会議員に、文教厚生常任委員長の西宮俊明議員と議長の内田敏雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました4名の方を各一部事務組合の議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、比企広域市町村圏組合議会議員に、議長の内田敏雄議員と総務経済建設常任委員会委員長の原徹議員の2名の方が当選されました。

小川地区衛生組合議会議員に、議長の内田敏雄議員と文教厚生常任委員会委員長の西宮俊明議員の2名の方が当選されました。

この際、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時01分）

再開 (午後 2時03分)

○議長(内田敏雄議員) 再開します。

◎日程の追加

○議長(内田敏雄議員) お諮りします。

ただいま町長から議案第37号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第15として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長(内田敏雄議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第37号を日程に追加し、追加日程第15として議題とすることに決定しました。

◎議案第37号の上程、説明、採決

○議長(内田敏雄議員) 追加日程第15、議案第37号を議題といたします。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長(内田敏雄議員) 朗読が終わりました。

本件については、地方自治法第117条の規定により、吉野正浩議員の退場をお願いします。

〔13番 吉野正浩議員退場〕

○議長(内田敏雄議員) 大塚町長に提出議案の説明を求めます。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長(大塚信一) 町長の大塚ですが、議長のお許しをいただきましたので、追加議案の提案理由の説明をいたします。

議案第37号 滑川町監査委員の選任については、北堀一廣委員が令和7年4月30日をもって辞任したので、新たに吉野正浩氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

なお、経歴につきましては、別添してある経歴書を御覧いただきたいと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(内田敏雄議員) 提出議案の説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長(内田敏雄議員) 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

これより議案第37号 滑川町監査委員の選任について同意を求める件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決しました。

それでは、吉野議員、入場をお願いします。

〔13番 吉野正浩議員入場〕

○議長（内田敏雄議員） ただいま監査委員に選任されました吉野正浩議員にご挨拶をお願いしたいと思います。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員） ただいまご推挙いただきました吉野正浩です。滑川町の会計に当たりまして、厳正、また適正に監査してまいりたいと思いますので、一生懸命頑張っただけで、皆さんよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（内田敏雄議員） ありがとうございます。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時07分）

再 開 （午後 2時08分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

◎日程の追加

○議長（内田敏雄議員） ただいま議会運営委員会北堀一廣委員長から、会議規則第75条の規定によって閉会中の継続調査の申出について提出がありました。

これを日程に追加し、日程第16として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（内田敏雄議員） 日程第16、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員会北堀一廣委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（内田敏雄議員） 本臨時議会の議事は全て終了いたしました。

ここで、大塚町長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 議長のお許しをいただきましたので、臨時会の閉会に当たりまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本日の議案は、専決処分の承認をはじめ、全6議案を慎重審議賜りまして、原案どおり速やかにご決定をいただきまして深く感謝を申し上げます。

また、本日の議会より新たに第45代議長に就任されました内田敏雄議長、小澤実副議長におかれましては、誠におめでとうございませう。今後ますます町政運営にご尽力、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

また、前任の吉野議長、松本副議長におかれましては、2年間の大任大変お疲れさまでした。今後も町政発展のためにさらなるご尽力をお願い申し上げます。

さて、いよいよ新緑も目に鮮やかな季節となり、議員各位におかれましてはますますご多忙のことと存じます。健康には十分留意され、ご活躍されますことを祈念申し上げまして、閉会に当たってのお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（内田敏雄議員） これで本日の会議を閉じます。

議員各位と執行部のご協力によりまして本臨時議会が終了できました。深く感謝申し上げます。

これをもちまして第246回滑川町議会臨時会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

（午後 2時12分）

○議会事務局長（大林具視） ご起立願います。

相互に礼。

ありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年4月30日

議 長

副 議 長

前 議 長

前 副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員